

議案第 6 7 号

工事請負契約の変更について（市道 3 号線斜面地安全対策工事）

市道 3 号線斜面地安全対策工事について、下記のとおり変更契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 3 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

記

- 1 契約の目的 市道 3 号線斜面地安全対策工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約（原契約）
- 3 契約金額 「2 7 0, 8 6 4, 0 0 0 円」を
「2 4 1, 5 5 6, 1 6 5 円」に変更する。
- 4 契約の相手方 神奈川県横浜市中区太田町 4 丁目 4 7 番地
ライト工業株式会社 横浜営業所
所長 佐藤 樹一

提案理由

議会の議決を得た上、工事請負契約を変更したいため

参考資料

工事請負契約の変更について

- 1 工事件名 市道 3 号線斜面地安全対策工事
- 2 工事場所 海老名市国分北三丁目地内
- 3 契約期間 令和 5 年 9 月 2 9 日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで
- 4 設計金額 変更前：307,769,000円（税込み）
変更後：268,389,000円（税込み）
差 額：-39,380,000円
- 5 契約金額 変更前：270,864,000円（税込み）
変更後：241,556,165円（税込み）
差 額：-29,307,835円
- 6 変更理由

（1）仮設工の内容変更

交通渋滞及び周辺住民等への影響に鑑み、一部の区間において仮設工の内容を変更し、片側交互通行規制の時間を終日から現場稼働時のみとするため

（2）インフレスライド条項の適用

契約の相手方から、工事請負契約約款第 2 6 条第 6 項（インフレスライド条項）の規定に基づく請負金額の変更請求があり、労務単価等の変動を反映するため